

告 示

埼玉県告示第二百三十七号

平成二十年埼玉県告示第千五百四十九号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三号中「卒業した後」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては修了した後）」を加え、同号の表の（注）中「（昭和三十一年文部省令第二十八号）」の下に「又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）」を、「（昭和五十年文部省令第二十一号）」の下に「又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。